

成城大学体育部連合会 **OB・OG** 会 会則

第1条 《 名 称 》

本会は成城大学体育部連合会 **OB・OG** 会（通称:スポーツ成城）と称す。

第2条 《 本 部 》

本会の本部は、東京都世田谷区成城 6-1-20、成城学園同窓会内におく。

第3条 《 構 成 》

本会は下記の者を持って構成する。

1. 団体会員：成城大学体育部連合会を母体とする、各 **OB・OG** 会。
2. 賛助会員：本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者。

第4条 《 目 的 》

1. 会員相互の連絡、親睦を計ること。
2. 成城大学体育部連合会と緊密な連携のもとに現役の主体性を尊重し、その活動を総合的に援助すること。
3. 成城大学、成城学園、その他関連組織と連携を図り成城大学体育部連合会の資質向上を目指すこと。

第5条 《 事 業 》

本会は前条の目的を達成する為下記の事業を行う。

1. 本会の運営、懇親会の開催
2. 成城大学体育部連合会への支援活動
3. 資金援助のための募金活動
4. 優秀団体・個人の表彰
5. 現役学生への就職支援
6. 其の他本会の目的達成に必要な事項

第6条 《 役 員 》

本会は下記の役員を置く

会長	1名	副会長	若干名	常任理事	若干名
理事	加盟団体数による	監事	2名以内	相談役	若干名
事務局長	1名	会計	1名		

第7条 《 職 責 》

1. 会長は本会を代表し、会務を遂行し監督する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 理事は理事会を構成し、諸課題、諸問題を審議決定して本会を運営する。
4. 会計は会費、寄付金の徴収、支出を適確に記帳し、不備、不正が発生しないよう正義を持って会計事務を遂行する。
5. 監事は本会の経理、運営を監査する。
6. 事務局は総会、常任理事会、理事会、懇親会等の開催、緊急連絡を必要とした場合等の連絡、事務処理等を遂行する。

第8条 《 選出及び任命 》

1. 理事・監事は会員団体が推挙する者の中から総会にて選出する。
2. 会長及び副会長は理事の互選により選出する。
3. 常任理事は理事の互選により選出する。
4. 事務局長は理事の互選より選出する。
5. 会計は理事の互選により選出する。
6. 相談役は会長が任命する。

第9条 《 理事選出方法 》

1. 加盟団体は理事候補を1名推薦する。
2. 会長推薦枠〈若干名〉を別途設定する。

第10条 《 任 期 》

1. 役員の任期は2年とする。但し留任を妨げない。
2. 会長の任期は2年とし、留任は3期までとする。

第11条 《 理事会 》

1. 理事会は理事を以って構成し、定期的開催して会の運営を図る。
2. 理事会の決議は出席理事の過半数の賛成を以って承認される。

第12条 《 常任理事会 》

1. 常任理事会は会長、副会長、常任理事、監事、事務局長を以って構成し、重要な事項を審議する。
2. 常任理事会の決議は出席常任理事の過半数の賛成を以ってなされ、理事会に上程される。

第13条 ≪ 総会 ≫

1. 総会は年一回翌年4月から6月の間に会員を招集し開催する。但し、理事会が提案して会長が必要と認めた時には、臨時総会を招集することができる。
2. 総会の議長は原則として会長が行うが、会長が理事の中から指名した者に代行させることができる。
3. 総会の決議は出席した会員の過半数の賛成を以って承認される。
4. 賛助会員の議決権は0.2票とする。

第14条 ≪ 総会の決議事項 ≫

総会に於いては下記の事項を決議する。

1. 会則の改定
2. 旧年度収支会計報告、次年度予算、新旧事業計画案及び実績の承認
3. 寄付行為の会計報告及び承認
4. 理事、監事の選出
5. その他特に必要な事項

第15条 ≪ 会計 ≫

本会の運営経費は、会員の会費、寄付金、その他の収支を以って之に充てる。
会員の会費については別に定める。

第16条 ≪ 会計年度 ≫

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第17条 ≪ 会費 ≫

1. 団体会員の年会費は20,000円とする。
2. 賛助会員の年会費は3,000円とする。
3. 会費の納入は毎年度6月末日までに納入する。

第18条 ≪ 事務局の設置 ≫

本会の事務局を別途定める。

付則

昭和 59年6月	制定
昭和 61年4月	一部改定
平成 12年4月	一部改定
平成 29年6月	一部改定
令和元年6月	一部改定